

港長公示第10号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから同条第2項の規定により公示する。

平成20年10月27日

秋田船川港長

秋田船川港秋田区における航泊の禁止について

秋田港旧南防波堤付近の下記区域において、ケーソンの仮置きが行なわれるため、仮置き期間中下記により一般船舶の航泊を禁止する。

記

- 1 期間 平成20年10月27日から当分の間
- 2 区域 (下図参照)

次の各点に囲まれた区域

- イ. 北緯39度45分31.5秒 東経140度02分31.0秒
- ロ. 北緯39度45分33.0秒 東経140度02分32.0秒
- ハ. 北緯39度45分31.0秒 東経140度02分40.0秒
- ニ. 北緯39度45分29.5秒 東経140度02分39.0秒

- 3 標識等

工事期間中はケーソン上に標識灯 (黄光、4秒1閃) 3基を設置する。

